

# 「総量削減義務と排出量取引制度」

## 医療施設に対する 削減義務率の緩和措置に係る確認書 ～ 記入要領 ～

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）

東京都環境局  
2026（令和8）年4月

# 目次

はじめに	2
1 医療施設に対する削減義務率の緩和措置に係る確認書について	3
2 医療施設に対する削減義務率の緩和措置に係る確認書の記入例	5
3 お問い合わせ先	8

# はじめに

第4計画期間において、50%又は48%の削減義務率が適用される事業所のうち医療施設の緩和措置の要件を満たす施設の原油換算エネルギー使用量が当該事業所の1/2以上である事業所は、第4計画期間に限り削減義務率が緩和されます。

緩和措置適用のためには、医療施設が占める電力量や面積の割合、原油換算エネルギー使用量に占める割合等を記入した「医療施設に対する削減義務率の緩和措置に係る確認書」を「地球温暖化対策計画書」の添付様式として、削減義務率の緩和を受ける年度の翌年度に東京都に提出する必要があります。

なお、この記入要領では、「医療施設に対する削減義務率の緩和措置に係る確認書」の作成方法について説明しますが、マイクロソフトのEXCELを利用することを前提として構成しています。EXCELファイルは、東京都環境局の「総量削減義務と排出量取引制度」のホームページ内で公表いたします。ダウンロードしてご利用ください。

EXCELファイルの機能(使い方)は、「特定温室効果ガス排出量算定報告書記入要領」を参考にしてください。

## 1 医療施設に対する削減義務率の緩和措置に係る確認書について

### ○ 対象事業所

第4計画期間において削減義務率が50%又は48%の事業所であって、医療法第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所及び同法第2条第1項に規定する助産所の要件を満たす医療施設があり、当該医療施設の原油換算エネルギー使用量が1/2以上を占めている事業所。

### ○ 提出期限

#### **第4計画期間における毎年度の11月末日<sup>\*</sup>まで**

※地球温暖化対策計画書に添付して提出して下さい。

※2026年度は、第4計画期間初年度（2025年度）分の提出が必要です。

### ○ 提出書類

提出は、オンライン提出、郵送、窓口持参のいずれかをお願いします。

オンライン提出の場合を除いて、「紙」及び「電子データ」両方を提出して頂きます。オンライン提出の詳細は、地球温暖化対策計画書記入要領のp.5をご確認ください。

名 称	部 数	備 考
1. 医療施設に対する削減義務率の緩和措置に係る確認書	1部	この記入要領で説明いたします。

## ○ 要件の確認

提出された「医療施設に対する削減義務率の緩和措置に係る確認書」により、東京都が削減義務緩和措置の要件を満たすことを確認した場合は、当該事業者に対して第4計画期間の削減義務率の緩和についてお知らせします。

翌年度以降の報告内容の確認により削減義務緩和措置の要件の該当状況に変化が生じた場合又は報告がされなかったことにより、緩和措置の適用の見直しを行う場合には、東京都は当該事業者に対して第4計画期間の削減義務率の変更をお知らせします。

## 2 医療施設に対する削減義務率の緩和措置に係る確認書の記入例

1-①

### 医療施設に対する削減義務率の緩和措置に係る確認書

指定番号		事業所の名称	
------	--	--------	--

1 医療施設が主要な施設であるかの確認

2-① 年間受電量 電力		2-② kWh	2-④ 建物の延べ床面積		2-⑤ ㎡
	● 受電単位	医療施設の年間使用電力		○ 建物単位	医療施設が占める床面積
	割合			割合	%
2-⑦ 電力量又は面積の説明					

2 原油換算エネルギー使用量の1.確認

3-① 事業所全体の原油換算エネルギー使用量		3-② kJ	3-③ 事業所の延べ床面積		3-⑤ ㎡
	○ 前年度の原油換算エネルギー使用量	※ 1 医療施設の要件確認範囲の熱量		● 床面積※2	医療施設の要件を確認した範囲の床面積
3-⑦ 医療施設の要件確認範囲の原油換算エネルギー使用量		3-④ kJ			
	割合	%		割合	%
原油換算エネルギー使用量又は面積の説明					

※1 原油換算エネルギー使用量に自動換算されます。特定温室効果ガス排出量算定報告書その5シートから、医療施設の要件確認範囲の熱量（GJ）を合算し、入力してください。

※2 原油換算エネルギー使用量の把握ができない場合に選択してください

### 3 備考

以下に、該当する場合は、□をチェックしてください。

- 前年度提出時（第三計画期間の提出も含む）から医療施設の状況に変化はない。

5-①

### 4 添付する書類

	△別紙（ ）のとおりに
	△別紙（ ）のとおりに

## 1-① 事業所の名称・指定番号

事業所の名称、指定番号を正確に記入してください。

## 2-① 受電単位

医療施設の要件の確認方法として受電単位を選択する場合に、チェックを入れます。

## 2-② 年間受電電力量

医療施設を含む受電点について、前年度の受電電力量を記入します。医療施設を含む受電点が複数ある場合は、各医療施設を含む受電点の受電電力量の合算値を記入します。また、2-④で建物単位を選択された場合は、記入不要です。

年間受電電力量が特定温室効果ガス排出量算定報告書で確認できる場合は、対応する監視点の電力量を記入してください。事業所外供給等で差し引かれている場合は差し引く前の電力量を入力します。

年間受電電力量を特定温室効果ガス排出量算定報告書で確認できない場合は、根拠資料を確認書の提出毎に提出して下さい。

## 2-③ 医療施設の年間使用電力量

医療施設の前年度の使用電力量を記入します。医療施設が複数ある場合は、医療施設における電力量の合算値を記入します。また、2-④で建物単位を選択された場合は、記入不要です。

2-②で記載した電力量が全て医療施設で使用されている場合は、2-②と同じ電力量を記入します。

医療施設の年間使用電力量を特定温室効果ガス排出量算定報告書で確認できない場合は、根拠資料を確認書の提出毎に提出して下さい。

## 2-④ 建物単位

医療施設の要件の確認方法として建物単位を選択する場合に、チェックを入れます。

## 2-⑤ 建物の延べ床面積

医療施設を含む建物の前年度末の延べ床面積を記入します。医療施設を含む建物が複数ある場合は、延べ床面積の合算値を記入します。また、2-①で受電単位を選択された場合は、記入不要です。

単一の建物のみで構成されている事業所や、全ての建物が医療施設を含む事業所の場合、特定温室効果ガス排出量算定報告書における前年度末面積を記入します。住宅、地域冷暖房施設等がある場合はそれらを除外しない面積となります。

医療施設を含まない建物が事業所にある場合は、医療施設を含む建物の延床面積の根拠資料を提出して下さい。ただし、2回目以降の申請で4-①医療施設の状況に変化は無いにチェックを入れた場合は、根拠資料の提出は不要です。

## 2-⑥ 医療施設が占める床面積

2-⑤で選択した建物において、医療施設が占める床面積を記入します。医療施設が複数存在する場合は、複数の医療施設が占める床面積を記入します。また、2-①で受電単位を選択された場合は、記入不要です。

2-⑤で選択した建物の全ての床が医療施設である場合は、2-⑤と同じ床面積を記入します。

2-⑤で選択した建物の全ての床が医療施設でない場合は、医療施設が占める床面積の根拠資料を提出して下さい。ただし、2回目以降の申請で4-①医療施設の状況に変化は無いにチェックを入れた場合は、根拠資料の提出は不要です。

## 2-⑦ 電力量又は面積の説明

2-①で受電単位を選択した場合、受電点の電力量等が特定温室効果ガス排出量算定報告書の監視点の情報から確認できる場合は、対応する監視点番号を記入します。

受電点の電力量等が特定温室効果ガス排出量算定報告書の監視点の値から算定できない場合

は、算定方法及び根拠となる資料名称を記入します。

2-⑤で建物単位を選択した場合は、建物の名称、延床面積、医療施設が占める床面積、算定方法及び根拠となる資料名称を記入します。

複数の医療施設がある場合は、それぞれについて記入します。

### 3-① 原油換算エネルギー使用量

エネルギー使用量の把握ができない場合は確認方法として床面積を選択し、チェックを入れます。

### 3-② 事業所全体の原油換算エネルギー使用量

事業所全体の前年度の原油換算エネルギー使用量を記入します。同時に提出する特定温室効果ガス排出量算定報告書の原油換算エネルギー使用量の値を入力します。

### 3-③ 医療施設の要件を確認した範囲の熱量

2-①又は2-④で、医療施設の要件を確認した範囲のエネルギー使用量を熱量として記入します。熱量を入力すると、原油換算エネルギー使用量に自動換算されます。

医療施設の要件を確認した範囲の使用エネルギーを全て監視点で把握できる場合は、特定温室効果ガス排出量算定報告書における当該監視点の合計熱量を記入します。

医療施設の要件を確認した範囲の使用エネルギーを監視点で把握できない場合は、使用エネルギーの根拠資料を確認書の提出毎に提出して下さい。なお、燃料種類ごとの単位発熱量及び電気・熱の一次エネルギー換算係数は特定温室効果ガス排出量ガイドラインをご確認ください。また、熱量と原油換算エネルギー使用量の換算係数は0.0258kl/GJです。

### 3-④ 床面積

医療施設の要件を確認した範囲のエネルギー使用量が把握できない場合に限り、床面積を選択し、チェックを入れます。

### 3-⑤ 事業所の延べ床面積

事業所全体の前年度末の延べ床面積を記入します。同時に提出する特定温室効果ガス排出量算定報告書の延べ床面積の値を記入します。

### 3-⑥ 医療施設の要件を確認した範囲の床面積

2-①又は2-④で、医療施設の要件を確認した範囲の床面積を記入します。床面積値の算定方法を3-⑦に記載します。確認の範囲として2-④「建物単位」を選択した場合は、2-⑤の建物の延べ床面積と同じ面積となります。

医療施設の要件を確認した範囲の床面積を特定温室効果ガス排出量算定報告書の前年度末面積で確認できない場合は、根拠資料を提出して下さい。ただし、2回目以降の申請で4-①医療施設の状況に変化は無いにチェックを入れた場合は、根拠資料の提出は不要です。

### 3-⑦ 原油換算エネルギー使用量又は面積の説明

3-①排出量を選択し、医療施設の要件を確認した範囲のエネルギー使用量が特定温室効果ガス排出量算定報告書の監視点の情報から確認できる場合は、対応する監視点番号を記入します。

医療施設の要件を確認した範囲のエネルギー使用量が特定温室効果ガス排出量算定報告書の監視点の値から算定できない場合は、算定方法及び根拠となる書類を記入して下さい。

3-⑤床面積を選択した場合は、医療施設の要件を確認した範囲に含まれる建物名称及び面積の根拠となる書類を記入します。

複数の建物がある場合は、それぞれの面積を記載します。

### 4-① 備考

2回目の提出以降で、前回から医療施設の状況に変化がない場合はチェックボックスにチェックします。

### 5-① 添付する書類

添付書類の名称を記入します。

ここまでに説明した根拠資料のほか、医療法に基づく許可書の写し等の提出が必要です。

なお、2回目以降の提出で、4-①にチェックをした場合は、医療法に基づく許可書の写し等や、床面積等に関する根拠資料の提出は必要ありません。

## 3 お問い合わせ先

東京都環境局「総量削減義務と排出量取引制度」相談窓口

〒163-8001

新宿区西新宿 2-8-1 第二本庁舎 20 階南側

TEL : 03-5388-3438

E-Mail : [ondanka31@kankyo.metro.tokyo.jp](mailto:ondanka31@kankyo.metro.tokyo.jp)